

GP通信

発行

大垣女子短期大学

GP専門部会



デザイン美術科
田中久志准教授

得られるものは!

教育GPの命題が大学における学生教育の質の向上ということで、本学の取組が選ばれたのは誇らしいことであるという思いと同時に気にかかっていることがある。

といつても目新しい話ではなく、GP通信の2号にあった「ややもすると学生はイベント参加的

なものとなり、各学科がそれぞれ得意技の披露となってしまうことも考えられるため云々」の部分である。その後ろには「4学科参加の意義」という言葉が続く。

1月にはこども祭にて(魚釣り)と、(似顔絵)のコーナーを担当することになっているが、そこでデザイン美術科の学生たちが何を得てくれるのか。それは事前・事後のアンケートに表れてくるものなのか。グラフや言葉にできないものなのか。現段階ではなんとも想像が付きかねるが、技術の向上のみならず、大げさに言えば人としての深みがちよつと増すような体験であつてほしいと思う。

短期大学に関連する

最近の法改正等について

No. 1

平成十九年七月、大学設置基準等の一部が改正され、平成二十年四月一日より施行されることとなりました。今回の改正は、「教育力向上」と「学士課程教育の在り方」「大学教育の質の保証」の観点から改正されました。

短期大学設置基準の一部改正には次の8項目が示されました。

- ① 教育研究上の目的の明確化
- ② 授業科目の開設
- ③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
- ④ 成績評価基準の明示等
- ⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等
- ⑥ 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
- ⑦ 科目等履修生等の受入れ
- ⑧ 施設の専用等

「教育研究上の目的の明確化」には、「短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、公表するものとする。」と示されています。

留意事項としては、各大学の人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則規程又は学科規程などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。と示されています。(19文科高第281号より)次号に続く!